

GMDSS 整備事業場の認定の要件に関する要件調査（5～6年度）  
（5年度事業）（抄）

1．事業の概要

1992年2月から'全世界的な海上遭難安全システム(GMDSS)'が導入されたことによつて、救命関係の無線設備も従来の遭難信号自動発信器に比較し、大きく替わることとなった。

これら新システムを整備するためには、従来の遭難信号自動発信器のための施設のみで点検・整備を行うことは各種の制約から不可能であり、新たな技能及びマニュアル並びに施設及び測定機器が必要となってくる。

これらに対応するため、(社)日本船舶品質管理協会で整備要員の育成のための講習等を行うとともに、GMDSSのための施設及び測定機器を整備して、管海官庁の証明を得てGMDSS設備サービス・ステーションとして関係設備の整備に従事している。

本調査は、これら事業場を「船舶安全法に基づく事業場の認定に関する規則（昭和48年、運輸省令第49号）」に定める「整備事業場」としての認定を受けられるように、整備規程の内容、施設及び設備等について、所要の事項を調査するものである。

2．現地調査

調査場所

第1回現地調査：株式会社 釧路内燃機製作所の整備事業場

第2回現地調査：静船株式会社整備事業場

調査期日

第1回現地調査：平成5年9月28日(火)～9月30日(木)

第2回現地調査：平成5年12月1日(水)～12月3日(金)

調査事項

遭難信号自動発信器整備事業場の備付書類

シールドルーム及びシールドボックスの電波遮蔽効果

( ) シールドボックスの406MHz遮蔽効果

( ) シールドボックスの9GHz帯遮蔽効果

( ) シールドボックス内の9GHz帯反射特性

( ) シールドルームの406MHz遮蔽効果

4．現地調査の結果

遭難信号自動発信器整備事業場の備付け書類については、いずれの箇所も規定に沿って整備されており、特に問題はなく、GMDSS救命設備整備認定事業場に

おいても同様の整備でよいとの印象を得た。

#### 電波遮蔽効果の測定

シールドルーム及びシールドボックスについて、406MHz及び9GHzについて測定を行った。

本測定の結果から、シールドボックス及びシールドルームは、所要の条件を満たしていることが判明した。ただし、測定用ケーブルについては、改善を要するとの調査結果を得た。

### 3. 規程等

物件別の整備規程案及び整備事業場社内規則案を作成することとし、本年度は、物件別の整備規程案を作成することとし、次の物件についての整備規程標準案の概要を作成した。

また、社内規則については、当該規則に定める必要のある内容について検討し、概案を作成した。